

川崎市大師公園その他野球場の指定管理者業務仕様書

■はじめに

大師公園は、川崎大師平間寺の東南側に隣接しており、昭和 16 年 3 月に都市計画決定され、戦災復興土地区画整理事業等により公園用地を拡張し、昭和 24 年に一部を開設して以来、昭和 32 年から地区公園として整備・改修を行い、昭和 40 年 7 月には現在の面積約 8.8ha の都市公園となりました。

その後、昭和 61 年度から 5 か年計画で、都市緑化の推進と公園機能の向上を目的に老朽化した施設の再整備工事に着手し、軟式野球場、少年野球場、テニスコート、プール等の運動施設の充実に加えて、新たな施設として噴水広場前に涼を呼ぶカナル（流れ）や休息・散歩等に利用できる大芝生広場、緑陰広場を整備したほか、平成 15 年 3 月には大型遊具を設置するなど、より一層市民に親しまれる公園に生まれ変わりました。

また、昭和 62 年 9 月、中国の瀋陽市と川崎市の姉妹都市提携 5 周年を記念して寄贈された「瀋秀園」（しんしゅうえん）は、瀋陽市の庭園技術指導団の指導と協力のもと建設されました。「瀋秀園」は、中国庭園の奥義をきわめた自然山水庭園で、草木による四季の色彩、築山、滝などの景観の変化を橋と園路により庭園内を回遊しながら楽しむことができます。

大師公園では、その管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び川崎市都市公園条例（昭和 32 年川崎市条例第 6 号）第 18 条の 2 の規定により、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しました。

さらに、第 5 期にあたる令和 4 年度からは、公園緑地の管理運営の効率化を図るため複数公園緑地・施設の包括型管理運営手法や公園緑地及び公園施設の一体的管理運営手法の導入を積極的に活用するものとした川崎市のパークマネジメント推進方針（令和 3 年 3 月策定）に基づき、利用料金制を導入した上で、大師公園並びに桜川公園、池上新田公園及び小田公園の野球場及び駐車場を一括した管理を開始しました。

令和 9 年度から令和 13 年度の第 6 期指定期間についても、第 5 期に引き続き利用料金制を継続し、大師公園並びに桜川公園、池上新田公園及び小田公園の野球場及び駐車場（以下「大師公園等」という。）を一括管理することとし、民間事業者の創意工夫によって、より良い市民サービスの提供が図られることを期待して指定管理者の募集を行います。

1 施設概要

名称及び所在地		
	大師公園	川崎市川崎区大師公園 1
	桜川球場	川崎市川崎区桜本 1 丁目 14－3（桜川公園内）
	池上新田球場	川崎市川崎区池上町 1－3（池上新田公園内）
	小田球場	川崎市川崎区小田 4 丁目 20－38（小田公園内）
設置条例		
	川崎市都市公園条例（昭和 32 年条例第 6 号、以下「条例」という。）	
施設の概要（指定管理面積及び主な施設）		施設合計管理面積 111,012 m ²
	大師公園	大師公園 87,956 m²のうち、83,110 m² （公園内防災備蓄倉庫、公園内プール、こども文化センター・老人いこいの家 4,846 m²は指定管理区域外） 運動施設（軟式野球場 1 面、少年野球場 1 面、ゲートボール場 1 面、テニスコート 3 面） 修景施設（瀋秀園、噴水、カナル） 園路・広場（芝生広場、緑陰広場、子ども広場、幼児コーナー、わんぱく広場、さくらの園、ふれあいの山、園路） 遊戯施設（大型複合遊具、砂場） 休養施設（四阿、ベンチ） 便益施設（屋外トイレ 3 か所、有料駐車場） 管理施設（管理事務所 1 棟）
	桜川球場	桜川公園 28,104 m²のうち、11,095 m² 運動施設（軟式野球場 1 面） 便益施設（無料駐車場） 管理施設（管理事務所 1 棟）
	池上新田球場	池上新田公園 19,967 m²のうち、8,300 m² 運動施設（軟式野球場 1 面） 便益施設（無料駐車場） 管理施設（管理事務所 1 棟）
	小田球場	小田公園 24,544 m²のうち、8,507 m² 運動施設（軟式野球場 1 面） 便益施設（無料駐車場） 管理施設（管理事務所 1 棟）

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が川崎市都市公園条例（以下「条例」という。）第18条の4に基づき行う業務は、条例第6条に規定する有料で利用させる公園施設のうち、上記の軟式野球場、テニスコート、大師公園駐車場（以下「有料施設」という。）及び大師公園少年野球場の運動施設の利用受付等の管理運営業務並びに上記公園施設・園内の点検、整備、清掃等の維持管理業務である。ただし、桜川公園、池上新田公園及び小田公園においては、各公園内にある軟式野球場専用駐車場を運営業務の範囲とする。

なお、桜川公園内においては、野球場利用者車両の円滑な入退場のための交通整理を行うこととする。

（1）利用の禁止又は制限に関する業務

指定管理者は、条例第5条第2項の規定に基づき、指定管理者が管理を行う管理施設又はその一部の区域の一部又は全部の利用を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（2）利用の承認に関する業務

ア 条例第7条第2項及び第4項の規定に基づく、有料施設のうち軟式野球場、テニスコート（以下「有料運動施設」という。）の利用の承認に関する業務については、川崎市公共施設利用予約システム（以下「ふれあいネット」という。）又は別途市が実施する利用申込方法により、各施設の予約に対して承認を行うものとする。

なお、大師公園管理事務所内にふれあいネット専用の管理者端末を配備し、桜川公園、池上新田公園及び小田公園の各管理事務所内に軟式野球場利用者情報受信用のファクシミリを配備する。

イ 指定管理者は、条例第7条第4項の規定に基づき、承認を行うに当たっては、管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

ウ 指定管理者は、有料運動施設及び少年野球場については、降雨・降雪や霜、濃霧、雷などの天候・気候の影響により、グラウンドコンディション等が悪く、正常・安全な利用ができないと判断する場合には、既に利用を承認している場合においても、利用を中止することができる。

（3）ふれあいネットに関する業務

ふれあいネットの管理者端末及び利用者情報受信用ファクシミリ、並びにふれあいネット利用者に対するサービスについて、次の業務を行う。

なお、ふれあいネットシステム上での利用申込・抽選・利用確定の機能が使用できない期間においては、市と指定管理者で協議して決めた範囲の業務を市が行うことができる。

ア ふれあいネット利用者の登録に関する各種申請の受付及び関連する情報等の管理

イ 有料運動施設の空き情報の提供

ウ 有料運動施設の使用等に関する申請の受付

エ 有料運動施設を使用承認した者と実際の使用者の照合確認及び関連性の調査等

オ 有料運動施設の使用状況等の調査

カ ふれあいネットの利用方法の案内

キ 管理者端末及び利用者情報受信用ファクシミリの日常的な管理

ク 市又はふれあいネット運用センターからの照会に対する回答

（4）利用料金の受領に関する業務

ア 指定管理者は、条例第8条の2の規定に基づき、利用承認を受けた者から利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を受領する。

イ 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者自らの収入とする。

- ウ 利用料金は、原則として前払いにより収納すること。ただし、指定管理者が特別な理由がある
と認めるときは、この限りではない。
- エ 利用料金において、現金や金券を取り扱う場合には、安易な方法によらず、事故が起こらない
ような人員体制を整えること。
また、事前に取扱者名簿を市に提出すること。
- オ 指定管理者は、利用料金の毎日の売上金と釣銭を適正に管理すること。
- カ 納付方法は、指定管理開始前までに市と協議のうえ、承認を得た方式でなければならない。ま
た、指定期間の途中において、利用料金の收受方法を変更する場合には、変更する3か月前まで
に市と協議のうえ、承認を得なければならない。
- キ 利用料金を収納した際には、利用料金を支払った納付者に領収書又は領収書に代わるものを発
行しなければならない。
- ク 複数利用回数分に相当する料金をまとめて納付させる方式を採用する場合には、割引サービス
を設定することも可能とする。なお、現金代えて発行する利用券・回数券方式などの有効期限は、
当該年度末までとすること。

(5) 利用料金の返還に関する業務

- 指定管理者は、条例第20条第2項及び規則第15条第2項の規定に基づき、あらかじめ市長が定
める次の基準に従い、既に支払われた利用料金の全部又は一部を返還することができる。
- ア 天候その他不可抗力により、利用することができないとき。
 - イ 公益上の必要又は市若しくは指定管理者の都合により、利用を停止し、又は承認（条例第7条
第2項の承認に限る。以下同じ。）を取り消したとき。
 - ウ 承認を受けた者から軟式野球場は利用予定日の7日前までに、テニスコートは利用予定日の3
日前までに承認の取消しを申し出たとき。
 - エ 熱中症予防、防災情報等を理由とした施設予約のキャンセルが発生したとき。
 - オ その他市長が返還を適当と認めるとき。

(6) 利用料金の減免に関する業務

- 指定管理者は、条例第21条第2項及び規則第16条の規定に基づき、あらかじめ市長が定める
次の基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- ア 減額
 - (ア) 公益の増進するものと認めるとき。
 - (イ) その他市長が減額するのを適当と認めるとき。
 - イ 免除
 - (ア) 市長が特に必要と認めるとき。

(7) 監督処分に関する業務

- ア 指定管理者は、条例第22条第3項の規定に基づき、条例第7条第2項の承認を受けたものであ
って次のいずれかに該当するものに対し、当該承認を取り消し、その効力を停止し、又はその条
件を変更することができる。
- (ア) 条例又は条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (イ) 条例第7条第2項の承認に付した条件に違反している者
 - (ウ) 偽りその他不正な手段により、条例第7条第2項の承認を受けた者
- イ 指定管理者は、条例第22条第4項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合においては、
条例第7条第2項の承認を受けた者に対し、上記アに規定する処分をすることができる。
- (ア) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
 - (イ) 都市公園の保全又は利用に著しい支障が生じた場合

(ウ) 都市公園の管理上以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(8) 施設の運営に関する業務

休養、娯楽、運動、レクリエーションなど公園が持つ機能を十分に発揮させ、市民が利用しやすい公園とするための業務を行う。

ア 公園の運営について

(ア) 管理体制について

- ・大師公園内の管理事務所の開所時間は、原則8時30分から17時15分までとし、利用者対応等の必要に応じて時間を延長すること。
- ・大師公園内の管理事務所で指定管理区域内の業務を統括することとし、管理事務所長1名を配置すること。
- ・有料施設は、予約状況に応じて適宜必要な人員を配置すること。
- ・有料施設利用にあたり、利用者から雨天時のグラウンドコンディション等について確認の問合せがあった際には適切に対応すること。
- ・桜川公園、池上新田公園及び小田公園の管理事務所は、必要に応じて活用すること。

(イ) 光熱水費、通信料等について

- ・管理運営上必要な光熱水費のうち水道料金及び電気料金については市の負担とするが、節約に努めること。
- ・自動販売機、駐車場の電気料金は指定管理者の負担とする。なお、電力については再生可能エネルギー100%電力の調達を行うこと。
- ・ガス、電話料金、その他通信料等については指定管理者が負担とすること。
- ・光熱水費等利用について、異常が認められた場合には、速やかにその旨を市に報告すること。

※令和7年度使用実績 ガス料金 141 千円、

電話料金、その他通信料等料金 589 千円

(ウ) 非常時・災害時対応の確立について

- ・指定管理者は、災害が発生した場合に法令に基づいて適切に避難誘導する等、状況に応じて利用者の安全確保に努めること。
- ・指定管理者は、安全管理に係る業務として、災害発生時に備えて、市の防災マップ等を確認し、緊急時の対応、防犯対策及び防災対策に関するマニュアルを運営開始前までに作成するとともに、従事者に周知徹底を図ること。
- ・指定管理者は、利用者の急な病気やけが等が発生した時には、適切に対応すること。
- ・消防訓練や避難訓練等を行い緊急時の対応に備えること。
- ・災害等の発生に対応できるよう災害時に必要な資機材等を用意しておくこと。
- ・事故等が発生した場合は、速やかに、その原因や状況及びそれに対する処置を市に報告すること。
- ・風水害その他の事由（警報や注意報を含む）により、利用者の安全が脅かされるおそれがあり、施設提供等の中止又は停止を行う必要があると認める場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。ただし、急を要する場合は、緊急時の対応として指定管理者の判断にて施設提供等の中止又は停止を行い、その後速やかに、その原因や状況及びそれに対する処置を市に報告すること。
- ・風水害その他の事由により、施設や設備が損壊するなどして、施設の利用制限をする必要がある場合は、市に報告し、承認を得ること。
- ・市に災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部と連携するとともに市の指示に従うこと。

- ・災害発生時には、市の指示に従い、マンホールトイレの利用に必要なテント等の設置や安全や衛生を確保した管理運営を行うこと（マンホールトイレに必要なテント等は災害用備蓄倉庫もしくは公園内施設に保管し、川崎市が管理する）。

(エ) 損害賠償責任

- ・指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。
- ・施設において、事故等が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故等の発生時には直ちにその旨を市に報告すること。

(オ) 巡回・警備

- ・随時、園内のパトロールを行い、ノーリードによる犬の散歩、喫煙スペース以外での喫煙その他危険・迷惑行為に対しては積極的に声掛け等により注意指導を行って、利用者の安全確保やマナーの向上に努めること。
- ・危険・迷惑行為の事例については、定例的に報告すること。
- ・様子がおかしい子ども（いじめ等）や認知症高齢者の徘徊など、園内における異変を発見した場合は、川崎区役所地域みまもり支援センターの地域支援課（こどもの相談、電話：200-3206）、高齢・障害課（高齢者の相談、電話：201-3080）、川崎警察署（電話：222-0110）や川崎臨港警察署（電話：266-0110）に、適時、適切に連絡するなど、園内の見守り活動に努めること。
- ・川崎大師平間寺が隣接しているという地域の特性を踏まえ、年末年始から概ね2月初旬までの来訪者が多い時期には、夜間を含めた警備を実施すること。警備内容については次のとおりとし、人出や駐車場利用の多寡を考慮して必要に応じた人員を配置すること。

駐 車 場 外	駐車場利用車両と通行車両との通行の整理
駐 車 場 内	駐車車両の整理誘導
公 園 内	公園内の通行者の安全管理・誘導案内 迷惑行為・禁止行為を防ぐための巡回 トイレ利用者のためのトイレトペーパー補充

- ・前記4項目については、大師公園内での取組とするが、その他3公園でも危険・迷惑・異常等に該当する状況を見かけた際には適切な対応を心がけること。

(カ) 遺失物・拾得物の処置・保管業務

- ・区域内で遺失物・拾得物を発見した場合は、適正に保管・処理すること。

(キ) 警備保安業務

- 園内において、利用者の安全確保、サービスの提供に支障を及ぼさないよう適切な防犯・防災を実施し、適切な運営体制によりプライバシーと防犯の両立を図り、犯罪等の抑止に努める。
- ・急病、事故、犯罪、火災等が発生した時は、速やかに関係機関に通報または報告すること。本施設内において異常を発見した場合にも、速やかに適切な初期対応を行うこと。
- ・不審者、不審物を発見した場合には、警察への通報等、適切な処置を行うこと。
- ・その他、一般の公園利用者の適正な利用が妨げられている場合は川崎区役所道路公園センターと協力して必要な措置をとること。

(ク) 広報に関する業務

- ・施設及び事業に関する広報を実施すること。インターネットホームページ、施設案内リーフレット、各種情報を掲載したチラシ等を作成・配布することや、市の広報や民間情報誌等への記事の掲載、SNSを活用した情報発信を必要に応じて行うこと。
- ・なお、ソーシャルメディアの運用にあたっては、個人端末利用を原則禁止とすること。

また、運用にあたっては「アカウント運用ポリシー」「アカウント運用ルール」を定め、投稿内容の作成やチェック体制が運用ルール等に逸脱していないか確認を行うこと。

- ・市から要請があった場合は、市政日より等、市民に向けた配布物の掲出を行うこと。

(ケ) その他維持管理

- ・小破損修繕等が必要な場合は、1件（分割不可能なもの）あたり50万円（消費税込）を上限として指定管理者の負担により修繕を行うこと。
- ・簡易な修繕の範囲を超える場合は、市と別途協議すること。
- ・指定管理者は、利用者が施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努めることし、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告すること。
- ・指定管理者は、あらかじめ次年度以降に必要となる施設の長期保全更新計画を作成し、市に提出すること。

(コ) 廃棄物処理業務

- ・施設から発生する廃棄物の量を抑制するとともに、処理業者による適切な処理のみならず、適切な分別や回収ルートを構築するなど可能な限り資源化していく取組を推進すること。

(サ) モニタリング及び自己評価実施業務

- ・業務の履行状況や事業の実施状況を記録すること。記録は日々適切に更新を行い、市から求められたときに提出できるように保管すること。
- ・指定管理者は、事業計画書等に基づいて本事業を確実に遂行するにあたり、本仕様書に定められた業務の履行状況を確認するため、実施する業務について自己評価を実施すること。なお、統括マネジメント業務の一貫として、マネジメントシステムの一部に自己評価を位置づけ、施設管理実績の評価を行うこと。
- ・業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、定期的に各施設の利用者等からアンケート調査を実施する等、提供するサービスの評価を収集・分析し、自己評価を実施する。その結果については年度ごとに事業報告書に記載し、次年度の業務に反映させること。

(シ) 事業計画書及び事業報告書作成業務

- ・指定管理者は、各年度の業務の実施に先立ち、次に示す事項を記載した本施設の運営に関する事業計画書及び事業計画書に付随する書類（以下「事業計画書等」という。）を毎年度の開始の30日前までに市に届け出て、市の承認を受けること。
- ・内容を変更する場合は、事前に市に届け出て、市の承認を受けること。

事業計画書の記載事項	a 指定管理業務の実施に関する基本方針 b 管理運営体制に関する事項 c 施設の運営及び維持管理業務等に関する事項 d 自主事業に関する事項 e 収支予算及び執行に関する事項 f その他、市が指示する事項
------------	---

- ・指定管理者は、年度毎に、各年度の業務終了後5月末日までに、次に示す事項を記載した事業報告書及び事業報告書に付随する書類を市に提出すること。

事業報告書の記載事項	a 業務の実施状況に関する事項 b 業務に要した経費等の収支状況に関する事項 c 利用料金収入の実績に関する事項 d 事故等への対応に関する事項 e 利用者からの意見等の把握結果及び対応状況に関する事項 f 業務改善に関する事項 g 自主事業に関する事項 h 業務の実施結果に対する自己評価 i その他市が指示する事項
------------	---

(ス) 事業報告書（月次・四半期）の作成業務

- ・指定管理者は、維持管理・運営業務に関する次の事業報告書及び事業報告書に付随する資料を作成し、市に提出すること。なお、報告事項の詳細については、市と指定管理者との協議により決定するものとする。

日 報	指定管理者が保管し、市の要請に応じて提出すること。
月 報	指定管理者は、月毎の事業報告書(月報)を翌月 10 日までに、次の各号に示す事項を記載し、市に提出しなければならない。 1 利用実績(利用者、利用率等) 2 事業の実施状況(維持管理・運営、自主事業等) 3 事故・苦情等への対応に関する事項 4 その他市が指示する事項
四 半 期 報	次の各号に示す事項について、四半期毎の事業報告書として、それぞれ7月・10月・1月・4月末日までに市に提出すること。 1 利用実績(利用者、利用率等) 2 事業の実施状況(維持管理・運営、自主事業等) 3 収支報告 4 その他市が指示する事項

(セ) 事業期間終了時の引継ぎ業務

- ・指定期間終了又は指定の取消しにより業務を引き継ぐ際は、次期指定管理者等が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるように引継ぎを行うこと。

業 務 内 容	引継ぎ業務の内容は、指定管理者が実施する全ての業務の次期指定管理者等への引継ぎ業務とする。
業務の方針	1 指定管理者は、指定期間終了時まで、次期指定管理者等に対して円滑に業務の引継ぎ等を行う。 2 指定管理者は、維持管理・運営業務を適切に行うことにより、事業期間が終了したときにおいても、引き続き本施設を使用できるよう、本書に示す良好な状態に保持していなければならない。
仕様・条件等	1 指定管理者は、指定期間の終了までに、本施設の状態について、引き続き利用できるよう本書に示す良好な状態を保持した上で、引き渡す。 2 什器・備品等については、指定期間の終了に際し、備品及び作成した成果物等を市が指定する者に対して引き継ぐ。 3 引継ぎに伴い発生した経費は指定管理者の負担とする。

イ 有料施設等の運営について

- ・ 条例に基づく有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は次のとおりである。指定管理者は、原則として以下に従い本施設の運営を行うこととする。ただし、指定管理者が、本施設のより良い利用の促進のために提案を行う等により、必要に応じ、あらかじめ市の承認を受けた場合には、供用時間及び休場日を変更することができる。

- ・ 施設・設備の保守点検等による休場日は、各年度の開始前に市と指定管理者が協議し、決定する。また、天災、急を要する工事や設備の点検等その他やむを得ない事由があるときは、指定管理者は、市の承認を得て、本施設を休場とすることができる。

※野球場、テニスコート及び野球場照明施設は有料施設、少年野球場は無料施設

※野球場照明施設を有するのは大師公園内の軟式野球場のみ

※大師公園、桜川公園、池上新田公園、小田公園有料施設等利用実績は別表のとおり

- ・ 少年野球場の利用調整及び利用方法の広報については、指定管理者が行うものとする。利用調整の方法については市の指示によるものとする。

(ア) 有料施設の供用期間、供用時間及び休場日等

- ・ 有料施設における供用期間、供用時間及び休場日等については、条例第6条第2項及び運用基準を基本としつつ、地域状況に合わせ、次のとおりとする。

種 別	供用期間	供用時間	休場日	備考
大師球場	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	午前 6 時から午後 6 時まで (ただし、照明施設を使用した場合、午後 8 時 30 分まで)	12 月 29 日から 翌年の 1 月 4 日までの日	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休日を変更することができる。
桜川球場、池上新田球場、小田球場		午前 8 時から午後 6 時まで		
大師球場	11 月 1 日から 翌年の 3 月 31 日まで	午前 8 時から午後 4 時 30 分まで (ただし、照明施設を使用した場合、11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間及び 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間については午後 8 時 30 分まで)		
桜川球場、池上新田球場、小田球場		午前 8 時から午後 4 時まで		
テニスコート	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	午前 9 時から午後 6 時まで		
	11 月 1 日から 翌年の 3 月 31 日まで	午前 9 時から午後 4 時まで		

野球場照明施設（大師球場）	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分から午後 8時30分まで	12月1日から 翌年2月末日 までの日	
駐車場	1月1日から 12月31日まで	午前0時から午後12時 まで（ただし、入場につ いては午前5時から午 後10時まで）	なし	

（イ）少年野球場の供用期間、供用時間及び休場日

- ・少年野球場における供用期間、供用時間及び休場日については、次のとおりとする。

供用期間	供用時間	休場日
4月1日から 10月31日まで	午前6時から午後6時 まで	12月29日から 翌年の1月4日まで
11月1日から 翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時 まで	

（ウ）予約・受付業務

- ・有料運動施設の利用予約は、原則としてふれあいネットを使用して行い、承認をするものとする。また、適正な随時予約及びキャンセルの受付等も行うこと。
- ・なお、軟式野球場利用予約は、ふれあいネットシステム上での利用申込・抽選・利用確定の機能が使用できない期間においては、原則として別途市が定める予約・受付業務の方法により指定管理者が行うものとするが、その一部については、市と指定管理者で協議して決めた範囲の業務を市が行うことができる。
- ・少年野球場については、空いている場合には随時予約申込の受付を行うなど適切に利用調整を行うこと。
- ・降雨・降雪や霜、濃霧、雷などの天候・気候の影響により、グラウンドコンディション等が悪く、正常・安全な利用ができないと判断し利用を中止する場合は、緊急措置としての対応を除き、利用開始1時間前までに決定すること。なお、利用を中止場合には、速やかにホームページや現地施設などに利用を中止していることを掲示すること。
- ・業務日誌により特記事項等を毎日記帳し、定期的に市に提出すること。

（エ）利用者指導・事故防止等

- ・危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のため使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導を行うこと。
- ・使用後のテニスコートのブラシ掛け、野球場のトンボ掛けなどの軽整備は、利用者自身が行い、利用時間内に完了させるよう指導すること。

（オ）警備保安業務

有料運動施設において、利用者の安全確保、サービスの提供に支障を及ぼさないよう適切な防犯・防災を実施し、適切な運営体制によりプライバシーと防犯の両立を図り、犯罪等の抑止に努める。

- ・急病、事故、犯罪、火災等が発生した時は、速やかに関係機関に通報または報告すること。本施設内において異常を発見した場合にも、速やかに適切な初期対応を行うこと。
- ・不審者、不審物を発見した場合には、警察への通報等、適切な処置を行うこと。
- ・その他、一般の公園利用者の適正な利用が妨げられている場合は川崎区役所道路公園センターと協力して必要な措置をとること。

（カ）用具等の貸出業務

利用者の活動等の便宜を図るため、備え付けの用具等を必要に応じて貸し出すこととする。貸出状況は貸出簿等により適正に把握するものとする。(トンボ、ベース他)

(キ) 一般開放業務

子どもがのびのびとボール遊びができる場を提供するため、利用者の安全に配慮した上で、いづれか又は複数の野球場を定期的に無料で一般開放すること。一般開放日時の決定に当たっては事前に市ので承を得た上で予約枠を確保し、広報を行うこととする。

(ク) 市主催大会等への協力

野球場、テニスコートにおいて、各協会等の大会が利用料金の免除で行われる場合についても、グラウンドの整備等、市に協力すること。

(9) 施設の維持管理に関する業務

指定管理者は、次により各施設の維持管理に努めるものとする。なお、桜川公園、池上新田公園、小田公園における業務については、ア及びシで示すもののみとする。

ア 野球場

(ア) 全公園共通

- ・業務の実施に当たっては、適切な人員を配置すること。
- ・日常的に行う業務として、施設の運営維持、利用者対応、利用料金の徴収及び施設貸出等を行うこと。
- ・日常的に行う業務として、原則として大師公園で窓口業務、電話問合せ対応及び各種団体との調整を行うこと。
- ・日常的に開場前に行う業務として、施設の本体及び付帯施設の点検及び清掃・整地・ライン引き等を行うこと。ライン引きについては、別途市が示す方法に従うこと。
- ・日常的に閉場後に行う業務として、施設の不陸整正等を行うこと。
- ・定期的に行う業務として、草刈・排水施設泥上げ・整地及び転圧等を行うこと。
- ・随時行う業務として、除草・内野散水・施設と道具の手入れ・小破損修繕・荒天後の軽整備等を行うこと。
- ・施設予約がある日は、利用開始時間 30 分前に球場を開錠すること。
- ・雨天時、または前日が雨天の場合は、グラウンド状況の良・不良を確認の上、野球場利用の可否決定をすること。
- ・各種大会やイベント等の開催時においては、受付時に利用者への利用方法等の注意事項を説明指導すること。
- ・ソフトボールでの利用時等は、必要に応じて市の備品であるマットの設置を行うこと。
- ・通常の利用予約方法によらず、市が野球場で事業を実施する場合等は、市の指示により開錠・施錠等を行うこと。
- ・各公園用の AED は、毎日動作確認を行い、異常の有無を記録し適切に管理すること。異常がある場合は、平日においては当日中に、土曜日・日曜日・祝日においては翌日以降の直近の平日に市へ連絡し指示を受けること。また、設置場所の案内表示を行い、緊急時に指定管理者が対応できるようにしておくこと。

(イ) 桜川公園・池上新田公園・小田公園

- ・各公園において野球場の予約が入っている時間帯に合わせて、事前準備、受付、利用状況確認、事後整備等が行えるように人員を配置すること。
- ・池上新田公園及び小田公園の野球場利用者専用駐車場は、野球場利用開始の 30 分前に開錠し、利用終了 30 分後までに施錠すること。
- ・駐車場の施錠時間になっても場内に車両がある場合は、車両の退場指導を行い退場させること。

- ・予約者来場時に、ふれあいネットから送信された球場予約状況に基づき、予約者の本人確認をしてから施設を利用させること。
- ・公園利用者による路上駐車や球場利用者が球場以外でノック・キャッチボール・素振り等をしている状況を確認した時は、注意してやめさせること。

イ テニスコート

- ・業務の実施に当たっては、適切な人員を配置すること。
- ・日常的に行う業務として、施設の運営維持、施設貸出、利用者対応、窓口業務、電話問合せ対応、利用料金の徴収及び各種団体との調整等を行うこと。
- ・日常的に開場前に行う業務として、本体及び付帯施設の点検及び清掃等を行うこと。
- ・日常的に閉場後に行う業務として、清掃等を行うこと。
- ・定期的に行う業務として、排水施設泥上げ等を行うこと。
- ・随時行う業務として、施設と道具の手入れや小破損修繕等を行うこと。

ウ 瀋秀園 ※令和7年度来園者数 68,392人

- ・盗難及び不良行為等を防止し、かつ安全を確保するために機械警備システム（警報装置）により監視業務を行うこと。
- ・日常的な業務として、開園日は、開園9時の機械警備解除と門扉鍵開け・閉園16時の機械警備セットと門扉鍵閉め、さらに開閉門時及び日中1回の巡視（計3回）及び清掃（1日1回）等を行うこと。
- ・植栽管理としての業務は、適切な時期に高中木剪定（支障対応含む）・低木刈込み・除草を行い、随時病虫害防除を行うこと。
- ・ボタン管理として施肥・終花摘並びに芽かきを行うこと。
- ・秀湖管理として水抜き清掃を高圧洗浄にて行うこと。
- ・鯉のエサやりを行うこと。

エ 園路・広場（大師プール管理棟軒下を含む）

- ・日常的な業務として、巡視・園路広場清掃・ゴミ箱清掃及びゴミの処分を行うこと。
- ・特に、芝生広場内の幼児コーナーについては、重点的に実施すること。
- ・川崎大師の初詣客対策として12月31日から1月4日まで清掃を行うこと。
- ・随時小破修繕等を行うこと。

オ 遊戯施設

- ・日常的な業務として、日常点検（目視）及び砂場清掃を行うこと。
- ・定期的な業務として、定期点検（触診等）及び砂場天地返しを行うこと。
- ・随時小破修繕等、砂場の砂補充落書き落とし等を行うこと。

カ 給排水施設

- ・給水施設については、随時小破修繕等を行うこと。
- ・排水施設については、随時小破修繕等・枳及び側溝や管清掃等を行うこと。

キ 休憩施設（ベンチ等）

- ・日常的な業務として、点検を行うこと。
- ・随時小破修繕等を行うこと。

ク 公園灯・時計塔・電気施設

- ・日常的な業務として、点検を行うこと。
- ・随時小破修繕等を行うこと。

ケ ポンプ施設

- ・日常的な業務として、点検を行うこと。

- ・随時小破修繕等を行うこと。

コ 樹木管理

- ・適切な時期に高中木剪定（支障対応含む）・低木刈込み・除草を行い、随時病虫害防除・支柱撤去・灌水・枯損木の処理を行うこと。
- ・草地については、芝生広場の芝刈りと集草及び園内除草を行うこと。
- ・緊急対応として台風災害時等に民家や通行上支障となる樹木の処理を行うこと。

サ 管理事務所

- ・盗難及び不良行為等を防止し、かつ安全を確保するために機械警備システム（警報装置）により監視業務を行うこと。
- ・消防用設備の機能保全のため、消防法（昭和23年法律第186号）17条の3の3の規定による点検業務を行うこと。
- ・日常的な業務として、開閉・点検・清掃・警備システムの操作とトイレ清掃を行うこと。
- ・事務所内トイレについては、日常清掃（トイレットペーパー補給を含む。）の他に1年に1回尿石除去を行うこと。
- ・随時小破修繕等を行うこと。

シ 物品の管理

- ・施設における業務や利用に支障をきたさないよう、備品の維持管理を行うこと。
- ・備品の管理に際しては、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- ・別表8-1及び別表8-2に基づき、物品の数量、使用場所、使用状況等を把握すること。
- ・指定管理経費により購入または調達した備品のうち、指定期間終了の日に残存するものについては、当該日に物品現在高調書により市に報告し、引き渡すものとする。

ス トイレ

- ・日常業務として、清掃（トイレットペーパー補給を含む。）を行い、特殊清掃として、建物全体を含め、高圧洗浄と尿石除去を行うこと。
- ・随時落書き除去と小破修繕等を行うこと。

セ カナール・噴水

- ・日常業務として、清掃を行い、循環ポンプ等のスイッチの操作をすること。
- ・定期管理として、高圧洗浄清掃及び機械設備保守点検を行うこと。
- ・随時小破修繕等を行うこと。

ソ 喫煙スペース

- ・大師公園、桜川球場、池上新田球場、小田球場の各喫煙スペースについて、都度、灰皿、周辺区域の吸い殻等の清掃を行うこと。

タ 大師公園内有料駐車場

（ア）概要

- ・大師公園内にある有料駐車場の概要は次のとおりである。

名 称	大師公園駐車場
所 在 地	川崎市川崎区大師公園1（大師公園内）
面 積	2,415.54 m ²
駐車可能台数	62台（内身障者用2台、大型1台）※大型は事前予約制
開 場 期 間	通年
開 場 時 間	24時間運営（入場については午前5時から午後10時まで）

駐 車 料 金	普通	1 時間以内 200 円、超過 30 分毎に 100 円
	大型	1 時間以内 500 円、超過 30 分毎に 250 円
減 免	身体障害者手帳等を提示された方	
対 象 外	大師公園管理事務所での軟式野球場利用料金の納付を目的とした 60 分以内の利用は、当日の駐車料金の支払い対象から除外することができる。	
設 置 機 器	(従前駐車場管理者による機器設置状況) ゲート方式開閉器 2 台、発券機、精算機、入口表示灯、出庫注意灯、バス感知器	

- ・駐車場開閉機は、原則として、機械式ゲート方式による。
- ・駐車場開閉機等必要な機器の設置及び駐車場運営に係る一切の費用（電気代・リース代等）は、指定管理者の負担とする。
- ・駐車料金や供用時間などについては、上記内容で管理運営するものとし、具体的な管理方法については、別途、市と協議の上、決定する。

(イ) 安全管理業務

- ・本施設を利用するすべての車両及び利用者が、安全かつ快適に利用できるように、必要な安全管理業務を実施すること。

(ウ) 利用状況管理業務

- ・本施設の利用状況を把握し、市に報告すること。

(エ) 自動車等整理業務

- ・本施設利用者の安全に配慮するとともに、円滑な案内に努めること。
- ・入出庫が円滑にでき、混雑が発生しないように運営すること。
- ・各機器の正常な作動に必要な備品・消耗品等については、不良時又は不足時への円滑かつ確実な対応が可能な策を講じること。
- ・放置車両等が存在した場合は、適法・適切に処理すること。

(オ) 安全管理業務

- ・歩行者、車両双方の事故防止策を講じること。
- ・本施設内における車両の盗難、破壊、車上荒らし等に対する防犯マニュアルを作成するとともに、本施設内における保安対策を講じること。
- ・駐車場の運営・利用に当たって問題が生じた場合、利用者が指定管理者に連絡する方法を確保し、速やかに問題が解決できる対処方法を確立すること。
- ・夜間等に無人警備を実施する場合には、機械警備等設備を設けること。

(カ) 利用状況管理業務

- ・業務報告書の提出に当たっては、日別の駐車台数を明記すること。
- ・市が駐車料金の改定を行った場合には、改定内容に従って駐車料金を改定すること。

3 施設利用の基本事項

(1) 条例上の利用料金

指定管理者は、利用料金制を活用し、利用者からの利用料金を自らの収入とすることができる。本施設の利用料金については、条例で次のとおり上限額を定めており、指定管理者はこの上限額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めることができる。

種 別		料 金		
野 球 場		1 回 2 時間以内		2,540 円
野球場照明施設		1 回 1 時間以内		6,110 円
テニスコート		1 回 1 時間以内		760 円
駐 車 場	普 通 自 動 車	1 台 1 回	1 時間以内	200 円
			超過 30 分毎	100 円
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1 台 1 回	1 時間以内	500 円
			超過 30 分毎	250 円

(2) 減免規定

指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、利用料金の減免に伴う利用料金の減収については、市からの補填等の措置は行わない。

4 自主事業

指定管理者は、創意工夫に基づく、公園及び公園施設の特徴を活かした大師公園の魅力向上と利用促進を目的として、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができる。実施する場合は必ず提案をして、市の承認を受け、自主事業終了後は市に報告するものとする。

- (1) 自主事業の企画に当たっては、都市公園としての設置目的を達成するため、市民ニーズに対応した事業を企画し、公園本来の設置目的、機能を損なわないよう注意すること。
- (2) 特定の団体だけに恩恵のある事業は自主事業とは呼べず、そのような事業は公の施設としての性質上認めない。公園及び公園施設全体への波及効果や公共性を考えた提案をすること。
- (3) 自主事業の提案の仕方については、市と協議し承認を得た上で、年度事業計画書に概要を記載すること。なお、事業計画書（提案書）において提案された自主事業であっても、内容によっては実施を認めない又は内容の一部変更等を求める場合がある。
- (4) 市と協議し、承認を得た上で年度事業計画書に記載した自主事業については、改めて許可を得る必要がないものとする。なお、自主事業の内容は、誰もが広く利用又は参加できるように配慮すること。

（実例：芝生広場や軟式野球場を利用したスポーツ教室、ヨガ教室、子ども向けイベントなど）

また、あらかじめ市の承認を得た上で、供用時間外において、本施設を活用した各種取組が可能であるものとする。

（実例：藩秀園での二胡演奏会など）

- (5) 自主事業は、指定管理者が料金を徴収し、自己の収入とすることができるものとし、料金設定は指定管理者の提案により市と協議の上、決定するものとする。
- (6) 自主事業で得た収益は、できるかぎり公園及び公園施設に還元を図る観点から、自主事業提案時にどのように還元をしていくかを具体的に記載すること。

5 自主事業の条件等

- (1) イベント等を開催する場合、公序良俗に反するおそれのある企画についてはこれを認めない。
- (2) 施設の利用方法により特別に官公庁に届出が必要な場合は、関係法令に従って手続きを行うよう団体等に指導を行い、確認すること。

- (3) 各種イベント等の開催に際しては、近隣住民に対して騒音等により、迷惑を掛けないように配慮すること。また、苦情を受けた場合は、誠実に対応すること。
- (4) 公園の施設・樹木等を破損しないよう注意するとともに、破損した場合は、指定管理者の負担で元の状態に戻すこと。
- (5) 一般の公園利用を妨げないこと。また、事故が発生しないよう注意し、第3者に損害を与えた場合は、指定管理者の負担で処理すること。
- (6) イベント等終了後は後片付けを速やかに行い、ごみは持ち帰らせるなど指定管理者が責任をもって処理すること。
- (7) 車両の乗入れが必要な場合は、人員を配置して安全の確保に努めること。作業終了後は速やかに車両を公園内から移動させること。
- (8) 公園内で飲食を提供する場合は、各種法令上必要な許可を得ること。また各種法令上必要な届出がある場合も、期日までに提出すること。
- (9) 公園内で飲食を提供する場合は、調理・洗浄等で公園内にある電気、水道、下水道（排水）施設（設備）を流用しないこと。
- (10) 周辺の通行の妨げとならないよう、十分に配慮すること。
- (11) イベント等で使用するやぐら（舞台）・テントは、安全及び荒天時の対策を万全にした上で、設置すること。
- (12) 感染症等に配慮しながら、事業の実施、延期又は中止の判断をすることとし、実施する場合には十分な対策（マスク着用やアルコール消毒等）を行うこと。
- (13) 都市公園法、川崎市都市公園条例、同条例施行規則及びその他関係法令を遵守すること。

6 売店、自動販売機等の便益施設の設置

本施設に飲料や菓子類・公園利用に資する物品等を販売する売店や自動販売機を設置することができる。この場合、都市公園法第5条に基づく許可が必要となる。なお、指定管理者は設置及び当該便益施設の維持管理・運営に関わる一切の費用を負担すること。

7 野球場における施設の有効活用と利用率向上の取組の実施

野球場は、休日には多くの利用があるが、平日には比較的予約が少なく利用されない日時も散見される状況である。利用状況を勘案し、予約が見込みにくい日時においては、施設の有効活用と利用率向上のため、健康体操講座やスポーツ教室等野球場としての機能を損ねない範囲で実施できる取組を積極的に提案すること。取組の実施に向けては、実施内容の決定、広報、募集等に必要な期間を十分に見込んだ上で事前に施設の利用率を確保することとなるので、あらかじめ市と協議をすること。

8 地域包括ケアシステムに関する取組の実施

市では、全ての地域住民が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進している。

地域包括ケアシステムを実現するためには自助（自分自身のケア）、互助（みんなの支え合い）、共助（社会保険制度）、公助（行政サービス）による取組が必要であり、地域住民、事業者、行政などが一体となって取組を進めることが重要である。

少子高齢化が進展し、地域住民同士のつながりの希薄化などが指摘される中、地域づくりやみまもり、防災・防犯など、地域住民が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるための様々な取組が求められている。公園を一つの地域資源と捉え、指定管理者として地域包括ケアシステムに資する取組について、どのようなことができるか提案すること。

【提案例】

公園の管理運営に係わる職員が指定管理期間内に「認知症サポーター養成講座」を受講するなど、福祉に関する見識を高め、園内の見守り活動について実行性を確保する。受講した講座等については一覧表を作成し、年度末の報告時に提出する。

【参考】 川崎市地域包括ケアシステムポータルサイト

<https://www.kawasaki-chikea.jp>

別表1

大師公園有料駐車場収支実績（税込）

単位：千円

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
収入の部				
駐車場売上	15,180	15,180	15,180	1,265×12ヵ月
支出の部				
駐車場清算金管理	181	181	181	精算機リース代
電気代	0	85	86	
年末年始警備	1,911	1,514	1,600	委託
諸経費	0	99	0	雑費、本部経費等
合 計	2,092	1,879	1,867	
収支差額	13,088	13,301	13,313	

別表2

令和7年度 大師公園有料施設等利用実績

	テニスコート			軟式野球場						少年野球場		
	使 用 可能数	使用数	使用率	使用可能数		使用数		使用率		使 用 可能数	使用数	使用率
				昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間			
4月	360	249	69.2%	—	—	—	—	—	—	177	97	54.8%
5月	372	256	68.8%	—	—	—	—	—	—	186	90	48.4%
6月	360	255	70.8%	—	—	—	—	—	—	180	88	48.9%
7月	372	265	71.2%	—	—	—	—	—	—	186	90	48.4%
8月	372	288	77.4%	—	—	—	—	—	—	186	124	66.7%
9月	360	273	75.8%	—	—	—	—	—	—	180	101	56.1%
10月	279	207	74.2%	—	—	—	—	—	—	182	77	42.3%
11月	270	239	88.5%	—	—	—	—	—	—	118	74	62.7%
12月	252	218	86.5%	—	—	—	—	—	—	107	38	35.5%
1月	243	223	91.8%	—	—	—	—	—	—	106	74	69.8%
2月	252	205	81.3%	—	—	—	—	—	—	112	55	49.1%
3月	279	219	78.5%	—	—	—	—	—	—	155	71	45.8%
合 計	3,771	2,897	76.8%	—	—	—	—	—	—	1,875	979	52.2%

※軟式野球場：令和7年度は照明塔工事のため施設利用休止

令和6年度 大師公園有料施設等利用実績

	テニスコート			軟式野球場						少年野球場		
	使 用 可能数	使用数	使用率	使用可能数		使用数		使用率		使 用 可能数	使用数	使用率
				昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間			
4月	360	260	72.2%	160	27	49	2	30.6%	7.4%	180	105	58.3%
5月	372	253	68.0%	162	19	63	1	38.9%	5.3%	186	86	46.2%
6月	360	254	70.6%	162	24	50	2	30.9%	8.3%	180	85	47.2%
7月	372	269	72.2%	168	27	37	6	22.0%	22.2%	186	78	41.9%
8月	372	245	65.9%	168	25	58	3	34.5%	12.0%	186	102	54.8%
9月	360	259	71.9%	162	23	65	8	40.1%	34.8%	180	80	44.4%
10月	336	245	72.9%	165	19	50	6	30.3%	31.6%	186	78	41.9%
11月	270	230	85.2%	108	27	45	4	41.7%	14.8%	120	55	45.8%
12月	252	236	93.7%	96		26		27.1%		112	50	44.6%
1月	234	217	92.7%	99		32		32.3%		108	66	61.1%
2月	252	226	89.7%	100		67		67.0%		112	49	43.8%
3月	279	208	74.6%	140	28	45	4	32.1%	14.3%	155	65	41.9%
合 計	3,819	2,902	76.0%	1,690	219	587	36	34.7%	16.4%	1,891	899	47.5%

令和5年度 大師公園有料施設等利用実績

	テニスコート			軟式野球場						少年野球場		
	使 用 可能数	使用数	使用率	使用可能数		使用数		使用率		使 用 可能数	使用数	使用率
				昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間			
4月	360	311	86.4%	168	26	57	4	33.9%	15.4%	180	113	62.8%
5月	369	283	76.7%	174	27	75	5	43.1%	18.5%	186	96	51.6%
6月	357	288	80.7%	165	26	45	5	27.3%	19.2%	180	87	48.3%
7月	372	338	90.9%	159	25	55	6	34.6%	24.0%	186	117	62.9%
8月	369	328	88.9%	165	26	77	4	46.7%	15.4%	186	117	62.9%
9月	357	293	82.1%	165	26	66	8	40.0%	30.8%	180	101	56.1%
10月	333	299	89.8%	170	27	41	6	24.1%	22.2%	186	100	53.8%
11月				108	26	48	4	44.4%	15.4%	120	62	51.7%
12月				100		31		31.0%		112	58	51.8%
1月				100		41		41.0%		108	60	55.6%
2月	258	198	76.7%	104		44		42.3%		116	50	43.1%
3月	276	209	75.7%	141	27	50	3	35.5%	11.1%	155	67	43.2%
合 計	3,051	2,547	83.5%	1,719	236	630	45	36.6%	19.1%	1,895	1,028	54.2%

※テニスコート:令和5年11月から令和6年1月まで改修工事のため休場

令和7年度 桜川公園・池上新田公園・小田公園軟式野球場利用実績

	桜川公園			池上新田公園			小田公園		
	使 用 可能数	使用数	使用率	使 用 可能数	使用数	使用率	使 用 可能数	使用数	使用率
4月	125	50	40.0%	130	43	33.1%	125	48	38.4%
5月	135	31	23.0%	140	17	12.1%	135	42	31.1%
6月	125	29	23.2%	129	17	13.2%	125	41	32.8%
7月	125	56	44.8%	130	52	40.0%	125	55	44.0%
8月	135	55	40.7%	130	28	21.5%	135	53	39.3%
9月	135	52	38.5%	130	41	31.5%	125	51	40.8%
10月	104	38	36.5%	108	32	29.6%	104	33	31.7%
11月	100	48	48.0%	104	41	39.4%	100	47	47.0%
12月	92	25	27.2%	96	21	21.9%	82	29	35.4%
1月	88	31	35.2%	92	32	34.8%	88	34	38.6%
2月	92	38	41.3%	96	27	28.1%	92	42	45.7%
3月	100	46	46.0%	100	41	41.0%	98	52	53.1%
合 計	1,356	507	37.4%	1,405	404	28.8%	1,344	527	39.2%

令和6年度 桜川公園・池上新田公園・小田公園軟式野球場利用実績

	桜川公園			池上新田公園			小田公園		
	使 用 可能数	使用数	使用率	使 用 可能数	使用数	使用率	使 用 可能数	使用数	使用率
4月	113	51	45.1%	118	48	40.7%	117	53	45.3%
5月	126	57	45.2%	130	54	41.5%	127	65	51.2%
6月	125	64	51.2%	130	52	40.0%	125	56	44.8%
7月	123	48	39.0%	130	43	33.1%	125	49	39.2%
8月	127	47	37.0%	131	29	22.1%	129	96	27.9%
9月	125	67	53.6%	130	60	46.2%	117	61	52.1%
10月	100	51	51.0%	106	42	39.6%	100	40	40.0%
11月	100	36	36.0%	104	30	28.8%	100	49	49.0%
12月	90	32	35.6%	94	24	25.5%	87	40	46.0%
1月	88	31	35.2%	92	21	22.8%	88	34	38.6%
2月	96	39	40.6%	96	32	33.3%	96	45	46.9%
3月	104	49	47.1%	108	33	30.6%	104	44	42.3%
合 計	1,317	572	43.4%	1,369	468	34.2%	1,315	572	43.5%

令和5年度 桜川公園・池上新田公園・小田公園軟式野球場利用実績

	桜川公園			池上新田公園			小田公園		
	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数	使用数	使用率	使用可能数	使用数	使用率
4月	130	59	45.4%	134	41	30.6%	130	51	39.2%
5月	126	44	34.9%	142	67	47.2%	127	57	44.9%
6月	127	40	31.5%	136	40	29.4%	127	44	34.6%
7月	132	53	40.2%	142	69	48.6%	132	66	50.0%
8月	127	44	34.6%	132	37	28.0%	127	56	44.1%
9月	127	56	44.1%	136	46	33.8%	127	58	45.7%
10月	100	48	48.0%	108	41	38.0%	103	50	48.5%
11月	98	37	37.8%	101	33	32.7%	100	39	39.0%
12月	92	24	26.1%	96	22	22.9%	94	36	38.3%
1月	88	24	27.3%	92	23	25.0%	88	37	42.0%
2月	96	36	37.5%	100	22	22.0%	98	36	36.7%
3月	108	49	45.4%	108	42	38.9%	106	51	48.1%
合 計	1,351	514	38.0%	1,427	483	33.8%	1,359	581	42.8%

別表4

令和7年度 各公園有料施設収入状況実績

	大師公園		桜川公園	池上新田公園	小田公園
	テニスコート	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場
4月	421,800	0	78,740	50,800	78,740
5月	442,320	0	48,260	48,260	68,580
6月	412,680	0	81,280	57,150	86,360
7月	447,640	0	96,520	57,150	96,520
8月	462,840	0	130,810	45,720	107,950
9月	461,320	0	78,740	73,660	78,740
10月	364,800	0	68,580	38,100	66,040
11月	424,840	0	86,360	86,360	104,140
12月	383,040	0	60,960	43,180	73,660
1月	396,720	0	78,740	55,880	88,900
2月	373,160	0	91,440	71,120	104,140
3月	382,280	0	109,220	91,440	119,380
合 計	4,973,440	0	1,009,650	718,820	1,073,150

令和6年度 各公園有料施設収入状況実績

	大師公園		桜川公園	池上新田公園	小田公園
	テニスコート	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場
4月	437,740	108,260	88,900	71,120	93,980
5月	433,960	70,640	132,080	50,800	139,700
6月	437,000	136,200	146,050	90,170	143,510
7月	442,320	154,600	90,170	29,210	60,960
8月	414,960	156,040	86,360	38,100	71,120
9月	429,400	237,460	116,840	27,940	58,420
10月	389,120	169,840	78,740	27,940	60,960
11月	396,720	170,800	88,900	148,590	114,300
12月	405,840	81,280	63,500	124,460	91,440
1月	366,320	88,900	68,580	48,260	76,200
2月	401,280	172,720	83,780	63,500	99,060
3月	349,600	177,150	185,420	127,000	175,260
合 計	4,904,260	1,723,890	1,229,320	847,090	1,184,910

令和5年度 各公園有料施設収入状況実績

	大師公園		桜川公園	池上新田公園	小田公園
	テニスコート	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場	軟式野球場
4月	525,750	120,500	176,020	105,000	110,000
5月	475,760	173,320	97,040	99,020	114,300
6月	497,000	193,180	81,440	48,260	81,280
7月	573,800	167,300	76,200	55,880	116,840
8月	535,800	221,600	111,760	43,180	121,920
9月	484,120	212,060	106,680	78,580	114,300
10月	475,000	169,840	81,280	92,470	68,580
11月	0	165,720	73,660	45,720	73,660
12月	750	76,200	73,660	130,810	116,840
1月	0	93,980	104,460	20,320	58,420
2月	346,560	111,760	99,060	76,200	104,140
3月	1,557,571	166,200	144,780	99,060	124,460
合 計	5,472,111	1,868,660	1,226,040	894,500	1,204,740

別表5

大師公園自動販売機収支実績

単位：円

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
収入の部				
自動販売機販売手数料	4, 429, 664	4, 238, 390	3, 946, 157	自販機6台 (令和7年度9台)
支出の部				
電気代、設置許可手数料	108, 981	380, 137	79, 587	市へ納入
収支差額	4, 320, 683	3, 858, 253	3, 852, 170	

別表6

令和7年度大師公園年末年始及び繁忙期警備体制

日 時	人数
12月31日(水) 午後5時～1月1日(木) 午前8時30分(夜間)	2人
1月1日(木) 午前8時30分～午後7時(日中)	2人
1月2日(金) から3日(土) 午前8時30分～午後5時(日中)	2人
1月4日(日) 午前8時30分～午後5時(日中)	3人
1月5日(月) から12日(月) 午前8時30分～午後5時(日中)	2人
1月13日(火) から25日(日) 午前8時30分～午後4時30分(日中)	2人
1月31日(土) 午前9時～午後4時30分(日中)	2人

別表7

大師公園廃棄物処理実績

種 別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般ゴミ	41, 985 kg	35, 527 kg	30, 297 kg

※缶・ペットボトルは、自動販売機業者に指定管理者から回収依頼。

備品一覧

	品 名	数 量	備 考
大師公園	書庫	3	管理事務所
	更衣ロッカー	4	3人用3台、4人用1台、 管理事務所
	スチール棚	6	管理事務所
	事務机	8	スチール 管理事務所7台、藩秀園1台
	回転椅子	7	背もたれ付6台、背なし1台、管理事務所
	自転車	2	管理事務所
	時計	1	藩秀園
	ハンドマイク	1	藩秀園
	留守番電話	1	管理事務所
	クーラー	1	冷房専用 管理事務所
	衝立	2	管理事務所
桜川公園	書庫	1	管理事務所
	更衣ロッカー	1	3人用 管理事務所
	スチール棚	1	4段 管理事務所
	事務机	2	片袖スチール 管理事務所
	回転椅子	2	管理事務所
	ファックス付き電話機	1	管理事務所
	エアコン	2	管理事務所
	高圧洗浄機	1	管理事務所
池上新田公園	書庫	1	管理事務所
	事務机	1	片袖スチール 管理事務所
	回転椅子	1	管理事務所
	ファックス付き電話機	1	管理事務所
	エアコン	1	管理事務所
小田公園	更衣ロッカー	1	3連2段 管理事務所
	事務机	1	片袖スチール 管理事務所
	回転椅子	1	管理事務所
	ファックス付き電話機	1	管理事務所
	エアコン	1	管理事務所

大師公園設備 資機材類備品一覧

(従前大師公園指定管理者購入・市帰属分)

No.	品 名	形 状	数量	設置・保管場所	備考
1	放送設備一式		1	大師球場	野球大会用
2	ホームベース木台付		1	大師球場	設置済み
3	背付きベンチ		1	ゲートボール場	設置済み
4	テニスネット	T-112	1	テニスコート3	設置済み
5	テニスネット	KT267	1	テニスコート2	設置済み
6	テニスネット	トーエイライト B2286	1	テニスコート1	設置済み
7	水中ポンプ	テラダ SSX-500	1	倉庫	
8	レバーブロック	800kg 吊り	1	倉庫	
9	アルス電動バリカン	DKP-0336	1	倉庫	
10	エアーコンプレッサー	SK-11	1	倉庫	
11	エンジンチェンソー	マキタ MEA3201M	1	倉庫	
12	エンジンブロワ	新ダイワ EB263	1	倉庫	
13	エンジン刈払機	マキタ MEM303	1	倉庫	
14	エンジン刈払機	マキタ MEM303	1	倉庫	
15	散水ホース	中圧 13K 25A×20m	1	倉庫	
16	散水ホース	中圧 13K 25A×20m	1	倉庫	
17	散水用ホース	40mm×20m	2	倉庫	
18	散水用ホース	40mm×15m	3	倉庫	
19	2連はしご	SX-54D	1	倉庫	
20	三脚	GSU1.0-360	1	倉庫	
21	インパクトドライバー	マキタ	1	倉庫	
22	自転車	ブリジストン 26インチ	1	バックヤード	
23	折りたたみリヤカー	アルインコ HKM150	1	バックヤード	
24	ルームエアコン	日立 白くまくん	1	管理事務所休憩室	
25	ライオン保管庫	No.330N	1	管理事務所	
26	洗濯機 (二層式)	4.5 kg	1	管理事務所	
27	デジタルカメラ	富士フイルム FinePix XP120	1	管理事務所	